

紹介手数料返金制度 — 手数料返戻に関する事項 —

当社の紹介により就職した者が本人の都合による退社又は本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を採用企業に返還する制度をいう。

- ①入社本人辞退の場合は、採用企業に対して紹介手数料の100%（消費税を含む）を返金するものとする。
- ②採用決定者が入社後31日以内に、自己都合による退職又は採用企業の就業規則に基づき解雇に至った場合は、採用企業に対して紹介手数料の50%（消費税を含む）を返金するものとする。
- ③採用決定者が入社後32日以上90日以内に、自己都合による退職又は採用企業の就業規則に基づき解雇に至った場合は、採用企業に対して紹介手数料の30%（消費税を含む）を返金するものとする。
- ④採用決定者が入社後91日以上180日以内に、自己都合による退職又は採用企業の就業規則に基づき解雇に至った場合は、採用企業に対して紹介手数料の10%（消費税を含む）を返金するものとする。
- ⑤採用決定者が入社後181日以降、自己都合による退職又は採用企業の就業規則に基づき解雇に至った場合は、採用企業に対して紹介手数料の返金はしないものとする。
- ⑥返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があるものとする。

但し、採用決定者の死亡など不測の事態による場合、ならびに採用企業の採用決定者に対する処遇及びその他の労働条件が採用決定時の労働契約内容と著しく異なっていたり、採用企業の生産計画の変更等に起因する場合はこの限りではない。尚、病気による退職は自己都合による退職とし、返金の対象とする。

紹介予定派遣の場合、派遣先（求人者）で就業中の派遣労働者を求職者として紹介する場合には、この返戻金制度は適用しないものとする。

株式会社 P.S コーポレーション

埼玉県深谷市上敷免 939 番地 1

代表取締役 知念 ポール